

おかざき議会だより表紙公募に関する Q&A

1. 応募資格について

Q. 岡崎市外に住んでいるのですが、応募できますか？

A. 岡崎市にお住まいでなくても、市内に通勤・通学されている方であれば応募可能です。

ただし、岡崎市に在住・在勤・在学のいずれにも該当しない方は対象外となりますのでご注意ください。

Q. 未成年でも応募できますか？

A. はい、応募できます。

ただし、未成年者の方は必ず保護者の承諾を得た上で応募してください。

2. 作品のルール・AI の利用について

Q. スマホで撮影した写真でも応募できますか？

A. 画質などの条件を満たしていれば可能です。

目安として「おおむね 1,000 万画素（3MB）以上」かつ「A4 サイズでの掲載に堪え得るもの」であれば、スマートフォンで撮影した写真でも問題ありません。ただし、表紙の形状に合わせて、原則として「縦構図」の写真を推奨しています。

Q. 「生成 AI」を使って作成した画像やイラストは応募できますか？

A. 生成 AI によって作成された作品は対象外となります。

- 写真の場合：生成 AI で生成された画像は対象外です。
- 絵画・イラストの場合：生成 AI のみを用いて作成された作品は対象外となります。

あくまで、ご自身で撮影・制作した未応募・未発表の作品に限ります。

Q. 写真の加工（色味の調整や合成など）はどこまで許されますか？

A. 極端な画像加工や合成写真、組写真は対象外となります。

明るさや色味の軽微な調整程度にとどめ、実際の風景や被写体の原型を大きく変えるような加工はお控えください。

3. 被写体（人・著作物）の権利について

Q. 写真に通行人などの「人」が写り込んでしまっている場合はどうすればいいですか？

A. 個人が特定できる場合は、必ず事前にその方から応募の許可（承諾）を得てください。

ただし、遠景などで個人を特定できない程度の写り込みであれば、許可は不要です。万が一、第三者から権利侵害などの申し立てがあった場合、議会側は一切の責任を負いかねますので、トラブルにならないようご注意ください。

Q. 街中の風景を撮影（または描写）した際、企業の看板やロゴ、キャラクターが写ってしまっても大丈夫ですか？

A. 背景の一部として小さく写り込んでいる程度（軽微なもの）であれば問題ありません。

【事前の承諾が必要ない場合の目安】

- ・岡崎の街並みを広く写した際、遠くに小さく店舗の看板や自動販売機が写っている場合

【事前に承諾が必要な場合の目安】

- ・特定の企業のロゴマークや看板、アニメのキャラクターなどを、画面の中央に大きく配置して主役（メインの被写体）にしている場合。
- ・デザイン性の高い看板やイラスト、美術品などが、はっきりと識別できる大きさと写っている場合。

判断に迷う場合は、該当する看板などが大きく写り込まないような構図で撮影・制作していただくか、事前にその著作権者に募集への応募について承諾を得てください。

4. 応募方法・データ容量について

Q. オンライン申請で応募したいのですが、写真データが 15MB あります。そのまま送ってもいいですか？

A. オンライン申請フォームで送信できるデータ容量は「最大 10MB まで」となっています。

10MB を超えるデータの場合は、オンライン申請ではなく、データを CD または DVD 等に保存し、応募用紙を添えて持参・郵送でご提出いただくか、議会事務局までお問い合わせください。

Q. 手描きのイラストを直接持って行きたいのですが、その場で預かってもらえますか？

A. 原本をお持ち込みいただくことは可能ですが、事前に議会事務局までご連絡ください。

手描きの作品を持参される場合、議会事務局にて写真撮影や電子化（データ化）の作業を行います。そのため、お越しになる日時を事前に電話等でご連絡いただくようお願いいたします。（※郵送の場合は事前連絡不要で、作品原本をそのままお送りいただけます。）

5. 締切・選考について

Q. 締め切りを過ぎて届いた作品はどうなりますか？

A. 自動的に「次号以降」の審査対象として扱われます。

募集自体は年間を通じて随時受付します。各号の締め切り（必着）は以下のとおりです。

掲載号	締切日（必着）	備考
3月定例会号（5月1日発行予定）	3月15日	春のイメージ
6月定例会号（8月1日発行予定）	6月15日	夏のイメージ
11月臨時会号（12月1日発行予定）	10月15日	秋のイメージ
12月定例会号（2月1日発行予定）	12月15日	冬のイメージ

※締切日が土・日・祝日の場合は、その直前の平日までになります。

※9月定例会号（11月1日発行予定）については公募の対象外となります。

Q. 一度不採用になった作品は、もう選ばれる可能性はありませんか？

A. いいえ、チャンスはあります！

審査で採用されなかった作品は、自動的に次回以降の選考に対象として繰り越し、5年間は審査対象になります。そのため、別の号の表紙として後から採用される可能性があります。

※応募者から辞退の申し出があった場合は除外されます。

例：令和8年7月3日に応募した場合は、「令和12年11月臨時会号（令和12年10月15日締切）」の審査までが対象になります。

6. 採用後・その他について

Q. 採用された場合、賞金や謝礼はありますか？また、応募にかかる費用は出ますか？

A. 恐れ入りますが、金品の謝礼や、応募にかかる費用（郵送代やメディア代など）の支給はありません。

応募に係る費用はすべて応募者様のご負担となります。採用された方には事前にご連絡の上、議会だよりの紙面やホームページにて、お名前（ペンネーム可）、作品のテーマ、撮影場所などを紹介させていただきます。

Q. 応募した写真データや、郵送した CD・DVD は返却されますか？

A. 原則として、採用・不採用にかかわらず返却はいたしません。

大切な思い出のデータなどは、必ずご自身でバックアップをした上でご応募ください。

Q. 採用された後、写真の著作権はどうなりますか？

A. 著作権は応募者本人に帰属したままとなります。

ただし、岡崎市議会が将来にわたり、印刷物や公式ホームページ、宣伝広告などに無償で利用できる権利（使用权）を持つこととなりますので、あらかじめご了承ください。また、表紙のレイアウトに合わせて、拡大・縮小・トリミングなどの加工を行う場合があります。

Q. 応募した個人情報はどうのように扱われますか？また、氏名等の公表に同意が必要ですか？

A. ご提出いただいた個人情報は、「岡崎市議会の個人情報の保護に関する条例」に基づき、適切に管理いたします。本募集に関する連絡、採用通知、その他議会だよりの発行・編集に必要な範囲内でのみ利用いたします。

なお、採用された方の氏名（ペンネーム可）、作品テーマ、撮影場所は、紙面やホームページ等で公表いたします。本募集へ応募をいただいた時点で、これら情報の公表に同意したものとみなされますので、あらかじめご了承ください。

■ お問い合わせ先

- 部署： 岡崎市議会事務局総務課 政策調査係
- 住所： 〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地
- 電話： 0564-23-6971
- FAX： 0564-23-6538